



	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</li> <li>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</li> </ul>																				
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</li> <li>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法枠内の緑化（在来種）を施すことで周辺の景観との調和を図る。</li> </ul>																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</li> <li>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="432 846 879 1178" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R~10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待受け擁壁工</li> <li>重力式擁壁タイプ コンクリート (N5 程度)</li> <li>補強土壁タイプ 緑化（在来種）</li> <li>・落石防護柵</li> <li>溶融亜鉛メッキ色 (N4.5 程度)</li> <li>・法枠工</li> <li>枠：コンクリート (N5 程度)</li> <li>枠内：緑化（在来種）</li> <li>・法面工</li> <li>緑化（在来種）</li> </ul>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R~10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR~5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

#### 4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。